

2022年3月10日

各位

株式会社 西京銀行  
取締役頭取 平岡 英雄

各種預金商品の新規お取り扱い終了、廃止および関連規定の改定について

西京銀行は、下記預金商品について、新規お取り扱いを終了するとともに商品を廃止させていただきますこととなりましたので、お知らせいたします。

ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 1. 内容

商品名	新規取扱終了日	廃止日
変動金利定期預金	既に終了しております (※)	2022年6月30日(木)
定期積金		
納税準備預金		
ファミリー積立定期預金 (総合口座組入型)	2022年3月10日(木)	
ファミリー積立定期預金 (年金積立定期預金)		

(※) 2020年12月28日をもって新規口座開設の受付を終了しております。

## 2. 対象となる預金商品と関連する規定

※関連規定の改定内容(対比表)は別紙をご参照ください。

No	対象となる預金	関連する規定
1	変動金利定期預金	【廃止】変動金利定期預金規定(単利型)(複利型)
2	定期積金	【廃止】定期積金規定
3	納税準備預金	【廃止】納税準備預金規定
4	ファミリー積立定期預金	【改定】ファミリー積立定期預金規定(エンドレス型) 【廃止】 ” (年金積立定期預金)
5	通知預金	【廃止】通知預金規定

以上

### ◆ 本件に関するお問い合わせ

西京銀行 お客様サポートセンター：0120-240-606

受付時間：月～金曜日 9:00～17:00

(土・日・祝日・銀行休業日を除きます)

<別紙>関連規定の新旧対照表（改定箇所を下線付きで示しています。）

規定	改定前	改定後
ファミリー積立 定期預金規定 (エンドレス型)	<p>2. (自動振替の取扱い)</p> <p>(4) 振替日に、次のいずれか該当するときは、通知することなくその月の自動振替はしません。</p> <p>① 振替指定口座の残高が振替金額に満たない場合。</p> <p>② <u>振替指定口座が総合口座、カードローンまたは当座預金取引口座で、自動振替により貸越金が発生または増加する場合。</u></p> <p>③ その他当行において振替ができないと認めた場合。</p>	<p>2. (自動振替の取扱い)</p> <p>(4) 振替日に、次のいずれか該当するときは、通知することなくその月の自動振替はしません。</p> <p>① 振替指定口座の残高が振替金額に満たない場合。</p> <p>② その他当行において振替ができないと認めた場合。</p>
	<p>3. (預金の種類、期間、継続の方法等)</p> <p>(3) <u>この預金はお客さまの選択により、総合口座取引における当座貸越の担保とする取扱いができません。</u></p>	<p>3. (預金の種類、期間、継続の方法等)</p> <p>(3) <b>【削除】</b></p>
	<p>6. (預金の解約)</p> <p>(3) <u>総合口座取引における当座貸越の担保とする取扱いを選択された場合は、払戻された預金は利息とともに総合口座普通預金に入金します。</u></p>	<p>6. (預金の解約)</p> <p>(3) <b>【削除】</b></p>